

# 災害時における船舶による物資等の緊急輸送に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と東北内航海運組合（以下「乙」という。）とは、災害時における船舶による物資等の緊急輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣 旨）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するため、甲から乙に対して行う船舶による緊急輸送の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （要 請）

第2条 甲は、応急対策活動を円滑に実施するため必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書（別記様式1）により緊急輸送の要請を行うものとする。

ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 物資の内容及び数量
- (2) 物資の積込み場所及び輸送先
- (3) 緊急輸送を必要とする期間

## （業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対して要請できる業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者が必要とする生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施に必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

## （業務の実施）

第4条 乙は、甲から緊急輸送の要請を受けたときは、乙の組合員等（乙の加盟する「日本内航海運組合総連合会」傘下の組合員に応援を求める場合は当該組合員を含む。（以下「組合員等」という。))に可能な限り業務を実施させるものとする。

## （業務の報告）

第5条 乙は、前条の規定により緊急輸送を実施した場合は、速やかに甲に対して次に掲げる事項を文書（別記様式2）により報告するものとする。

ただし、文書により報告するいとまがないときは、口頭又は電話等により報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 従事した船舶数及び人員
- (2) 輸送した物資の内容及び数量
- (3) 物資の積込み場所及び輸送先

## （経費の負担）

第6条 第4条の規定により実施した緊急輸送に要した経費は、甲が負担するものとする。  
2 前項に規定する費用は、当該地域における適正な運賃とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

## （費用の請求及び支払）

第7条 組合員等は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(事 故 等)

第8条 乙の供給した事業用船舶が故障その他の理由により運行を中止したときは、乙は速やかに当該事業用船舶を交換してその供給を継続するものとする。

2 乙は、前項の場合その他事業用船舶の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、緊急輸送に従事した者が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、次に掲げる場合を除き「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年12月25日山形県条例第66号）」に定めるところによりその損害を補償する。

(1) 緊急輸送に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、損害保険契約により保険給付を受けることができる場合。

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長とし、乙については専務理事とする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適 用)

第12条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成17年12月21日

甲 山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 齋藤 弘

乙 仙台市青葉区一番町一丁目8番10号  
東北内航海運組合理事長 湯村 健介